

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2025 年 6 月 25 日

東急株式会社

2025 年 6 月 25 日

吸収分割に関する事前開示事項

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号
(吸収分割会社) 東急株式会社
代表取締役 堀江 正博

東急株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025 年 6 月 24 日に、東急リテールマネジメント株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社が保有する別紙 1「吸収分割契約書」記載の法人の株式に係る権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 2 号）
別紙 1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
当社は、承継会社の発行済株式の全部を保有していることから、承継会社は、本件分割に際して、承継会社の株式その他の分割対価の交付を行いません。
3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
該当事項はありません。
4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
該当事項はありません。
5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）
 - (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
別紙 2 のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

当社は、本件分割の効力発生日である 2025 年 8 月 1 日に、当社を吸収合併存続会社、株式会社東急百貨店（以下「東急百貨店」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）を行い、本件合併の効力発生時点において東急百貨店が保有する権利義務全部を承継し、東急百貨店は解散する予定です。なお、本件合併は、東急百貨店を吸収分割会社、TK百貨店準備株式会社（以下「TK百貨店準備会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件分割（百貨店）」といいます。）の効力発生を停止条件としております。

当社は、当社が発起人となって、本件分割（百貨店）の承継会社とするため、2025 年 4 月 1 日に、TK百貨店準備会社を設立しました。また、当社は、TK百貨店準備会社による、2025 年 5 月 28 日を払込期日、当社を割当先とする、100 株の募集株式の発行及び割当て（以下「本件増資」といいます。）を引き受け、TK百貨店準備会社に対して、1 億円の払込みを行いました。本件増資により、TK百貨店準備会社の資本金が 9000 万円、資本準備金が 1000 万円増加しました。TK百貨店準備会社の概要は以下のとおりです。

① 商号	TK百貨店準備株式会社 (2025 年 8 月 1 日に株式会社東急百貨店に商号変更予定)
② 本店所在地	東京都渋谷区宇田川町 37 番 5 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 大石 次則
④ 資本金	1 億円（資本準備金 1000 万円）（本件増資後）
⑤ 株主構成及び持株比率：	当社 100%
⑥ 当社の出資額：	1 億 1000 万円（本件増資後）

当社は、当社が発起人となって、本件分割の承継会社とするため、2025 年 4 月 1 日に、承継会社を設立しました。承継会社の概要は以下のとおりです。

- | | |
|---------------|--------------------|
| ① 商号 | 東急リテールマネジメント株式会社 |
| ② 本店所在地 | 東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号 |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役 堀田 正道 |
| ④ 資本金 | 1000 万円 |
| ⑤ 株主構成及び持株比率： | 当社 100% |
| ⑥ 当社の出資額： | 1000 万円 |

また、当社は 2025 年 6 月 17 日を払込期日とする無担保社債を次の条件にて発行しております。なお、この条件は、年度の発行総額等を定めた 2025 年 3 月 24 日開催の当社の取締役会の決議に基づくものであります。

(1) 第 18 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）

発行総額 100 億円

発行価額 額面 100 円につき金 100 円

利率 年 1.513%

払込期日 2025 年 6 月 17 日

償還期日 2032 年 6 月 17 日

手取金の使途 「クリーンな輸送（新型車両の導入等）」及び「気候変動対応（鉄道事業に関する自然災害対策）」に要した新規支出または既存支出のリファイナンスに充当

(2) 第 19 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）

発行総額 200 億円

発行価額 額面 100 円につき金 100 円

利率 年 1.850%

払込期日 2025 年 6 月 17 日

償還期日 2035 年 6 月 15 日

手取金の使途 「クリーンな輸送（新型車両の導入等）」及び「気候変動対応（鉄道事業に関する自然災害対策）」に要した新規支出または既存支出のリファイナンスに充当

(3) 財務上の特約（担保提供制限）

当社は、上述社債の未償還残高が存する限り、上記社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（但し担保切替条項付きのものを除く）のために担保権を設定する場合には、上述社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権の設定を行います。したがって、上述社債は、上述社債の未償還残高が存する限り、上述社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する無担保社債以外

の債権に対しては劣後することがあります。これに違背したときは、当社は上述社債についての期限の利益を失います。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込み

当社の2025年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。

なお、当社は、本件分割の効力発生日である2025年8月1日に、本件合併を行う予定ですが、2025年3月31日から現在に至るまで、また、今後、本件合併及び本件分割の効力発生日までに予測される当社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件合併及び本件分割後の時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本件分割後においても、当社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込み

承継会社の成立の日の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。

承継会社の成立の日から現在に至るまで、また、今後、本件分割の効力発生日までに予測される承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割後の時点における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。また、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

以上の点を総合的に考慮した結果、本件分割後においても、承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

吸収分割契約書

次ページ以降をご参照ください。

吸収分割契約書（案）

東急株式会社（以下「甲」という。）と東急リテールマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、甲が保有する株式を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、本吸収分割の効力発生時点において甲が保有する以下各号に掲げる法人の株式全て（以下「承継対象株式」という。）に係る一切の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

- （1）TK百貨店準備株式会社（2025年8月1日に株式会社東急百貨店に商号変更予定）
- （2）株式会社東急モールズデベロップメント
- （3）株式会社SHIBUYA109エンタテインメント
- （4）株式会社ながの東急百貨店
- （5）渋谷地下街株式会社
- （6）Tokyu Malls Development (Hong Kong) Limited

（商号及び住所）

第2条 本吸収分割の当事者となる甲乙それぞれの商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収分割会社）：東急株式会社 東京都渋谷区南平台町5番6号

乙（吸収分割承継会社）：東急リテールマネジメント株式会社 東京都渋谷区南平台町5番6号

（承継する権利義務）

第3条 乙は、本吸収分割により、甲から承継対象権利義務を、本効力発生日（第6条において定義する。）において承継する。

2 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受の方法による。

（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

第4条 乙は、本吸収分割に際し、乙が前条に基づき承継する承継対象権利義務の対価を支払わない。

（資本金及び準備金）

第5条 本吸収分割より、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は増加しない。

(効力発生日)

第6条 本吸収分割の効力発生日（以下「本効力発生日」という。）は、2025年8月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議し、合意の上で、これを変更することができる。

(善管注意義務及び財産管理)

第7条 甲は、本契約締結後、本効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、承継対象株式の管理を行う。

2 甲は、承継対象株式又は承継対象権利義務に重大な影響を及ぼす可能性のある事項を行う場合、あらかじめ乙から書面による同意を得るものとする。

(分割条件の変更及び本契約の解除)

第8条 本契約の締結後、本効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、承継対象権利義務に重大な変更が生じたとき、又は、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲と乙は協議し、合意の上で、必要に応じて本契約を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

(本吸収分割の効力発生の条件)

第9条 本吸収分割の効力は、株式会社東急百貨店とTK百貨店準備株式会社との間で締結された2025年6月24日付吸収分割契約に基づく吸収分割、及び株式会社東急百貨店と東急株式会社との間で締結された2025年6月24日付合併契約に基づく吸収合併の効力が生じることを条件として、生じるものとする。

(誠実協議)

第10条 本契約書に定めのない事項については、甲乙それぞれが誠実に協議して定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙がその写しを保管する。

2 0 2 5 年 6 月 2 4 日

甲：東急株式会社

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

取締役社長 堀江 正博

乙：東急リテールマネジメント株式会社

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号

代表取締役 堀田 正道

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	10	(純資産の部)	10
流動資産	10	株主資本	10
現預金	10	資本金	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10